

◀ 「VBA 所得税確定申告書」システムのデータ入力と申告書・付表について ▶

「VBA 所得税確定申告書」システムは、データ入力用のフォームと表示と印刷用のエクセルのシートにより構成されています。

■ 「VBA 所得税申告書」のメインメニュー

このシステムのメインメニューは「開始」「編集」「表示」「印刷」「ヘルプ」「HP情報」「終了」のコマンドボタンの構成になっています。

所得税 確定申告書		令和03年版 VER 6.30
令和2年分確定申告用		システム有効期限 令和04年12月
開始	システム設定	<u>データの削除 ファイルへの保存と読込処理</u>
編集	データの編集	<u>確定申告書A・確定申告書B のデータ入力</u>
表示	シートの表示	<u>確定申告書A・確定申告書B のシート表示</u>
印刷	シートの印刷	<u>確定申告書A・確定申告書B のシート印刷</u>
ヘルプ	システム説明	<u>システムの使用方法の説明と注意事項 (PDF)</u>
HP情報	HP・最新情報	<u>ホームページの表示とシステムの最新情報</u>
終了	システム終了	<u>データの保存とシステムの終了処理</u>

○ 「開始」

使用者データの登録、データの削除、編集中データの CSV ファイルへの保存と読込ができます。

○ 「編集」

確定申告書A、確定申告書B、所得の内訳書などと明細書のデータを入力します。

○ 「表示」

確定申告書A、確定申告書B、所得の内訳書などの表示用の Excel ワークシートに移動します。

○ 「印刷」

確定申告書A、確定申告書B、所得の内訳書などの印刷用の Excel ワークシートを印刷します。
全データを一括印刷は、印刷途中での中止はできません。

○ 「ヘルプ」

システムの使用方法や所得金額と所得税の計算についての簡単なヘルプの PDF ファイルを開きます。

○ 「HP情報」

Soft-j.com のホームページを表示して、システムの最新情報とエラー情報の確認ができます。

○ 「終了」

「終了」ボタンでシステムを終了して Excel に戻ります。データを保存してから Excel の設定を元に戻しますので、システムの終了時には必ずこのボタンを使用してください。

■ 「VBA 所得税確定申告書」システムのご利用と注意事項について

《システムのご利用について》

このシステムは、データ入力用のユーザーフォームと表示と印刷用のエクセルのワークシートにより構成されています。

このシステムの利用には、Microsoft 社の Excel 2019/2016/2013 が必要になります。

このシステムは、Excel のマクロを有効にしないと使用できないため、Excel のマクロを有効にする方法は、「マクロを有効にする方法.pdf」ファイルをダウンロードして確認してください。

《システムの使用許諾書について》

このシステムをご利用いただくには、下記の「システムの使用許諾書」に同意をしていただくことが使用条件となっていますのでご了承ください。

1) システムの使用期限

令和 03 年版のシステムの使用期限は、使用開始日から令和 04 年 12 月 31 日までとなっています。

このシステムは使用期限の経過後は使用することができません。

2) 著作権および所有権

本システムの著作権および所有権は Soft-j.com が所有します。

本システムのサポートにつきましては Soft-j.com では受け付けておりません。

3) 使用权

本システムの使用权は、使用者が所有する一台のコンピュータで使用することを意味します。

本システムの使用权は、いかなる方法によっても第三者に譲渡および貸与することはできません。

本システムを制作者の許可なく、ホームページ、雑誌などへの掲載をすることはできません。

4) 免責事項の明示

本システムが使用できないことまたは本システムの使用および使用結果について、使用者および第三者の直接的および間接的いかなる損害に対しても、本システムの制作者ならびに掲載者は一切の責任を負いません。

計算誤りまたは印刷誤りがないか必ず使用者自らによって確認していただき、本システムによって発生した計算誤りまたは印刷誤りは、使用者の責任で対処していただくという原則で使用して下さい。

損害の可能性について、制作者が事前に知らされていた場合でも同様とします。

あらゆる損害に対する免責をご承諾いただくことを使用条件とします。

《システムの注意事項について》

1) ファイル名の変更について

システムのファイル名は変更しないでそのまま使用してください。

ファイル名を変更すると「『Microsoft Visual Basic』実行時エラー'9':インデックスが有効範囲にありません。」という VBA エラーが発生します。

2) IME モードの設定について

日本語の IME モードのため、数値入力で半角の入力モードが不安定になる場合があります。

入力用ユーザーフォームの数値の入力欄は、自動的に半角モードになるように設定します。

しかし IME を全角モードのまま入力用ユーザーフォームを開くと、数値入力の IME の動作が不安定になる。入力用ユーザーフォームを開く際には、必ず IME の全角モードを OFF にしてから開くことが必要になります。

Excel2010 2007 2003 のサポート終了について

マイクロソフト社による Excel2003 のサポートは平成 26 年 4 月で終了しています。

このサポート終了により Excel2003 での動作の保証はできませんし Excel2003 用ファイルは公開していません。

マイクロソフト社による Excel2007 のサポートは平成 29 年 10 月で終了しています。

マイクロソフト社による Excel2010 のサポートは令和 02 年 10 月で終了しています。

このサポート終了により Excel2010 2007 での動作の保証はできません。

このシステムの仕様は、ユーザー様からの機能追加および仕様変更のご要望により予告なく変更することがありますのでご了承ください。

■ 所得税確定申告書システムについて

EXCEL で確定申告書Aと確定申告書B、所得内訳書と明細書を作成します。

令和元年の所得税の確定申告書Aと確定申告書B、所得の内訳書、医療費の明細書、住宅借入金等特別控除計算明細書などを作成するシステムです。確定申告書は「確定申告書A」または「確定申告書B」を選択して所得計算ボタンと控除計算ボタンから作成します。

● システムの機能について

このシステムでは以下の帳票が作成できます。

- ・ 所得税の確定申告書A 第1表 第2表
- ・ 所得税の確定申告書B 第1表 第2表
- ・ 所得の内訳書
- ・ 配当・雑・譲渡・一時所得の内訳書
- ・ (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の計算明細書 (未対応)

● ファイル構成について

syoto03.xlsb 所得税確定申告書A・Bの第1表と第2表のデータ入力と表示と印刷用ファイル
aoiro03.xlsb 事業所得と農業所得及び不動産所得の青色申告決算書作成用ファイル
syusi03.xlsb 事業所得と農業所得及び不動産所得の白色収支内訳書作成用ファイル

■ 所得税確定申告書システムの注意事項

営業、農業、不動産所得が赤字で一時所得が黒字の場合、損益通産が正確に計算されない場合があります。赤字金額を総合譲渡や一時所得と損益通算する場合に、確定申告書には2行表示ができません。

1. 専従者の氏名と配偶者控除・扶養控除の氏名の重複はチェックしません。
(重複して控除はできませんのでご注意ください。)
2. 勤労学生控除の場合、先に勤労学生にチェックをしてから、所得を入力しますと限度額を超えましても自動的に0になりません。(勤労学生控除の場合は、必ず所得から先に入力して下さい。)
3. 確定申告書の住民税に関する事項に「配当割額控除額」と「株式等譲渡所得割額控除額」の欄があります。
「配当割額控除額」と「株式等譲渡所得割額控除額」は配当所得と株式等譲渡所得の源泉徴収税額と連動して入力できませんので、申告書に直接データを入力して下さい。
4. 入力済みの確定申告データを編集するには、編集する申告書データを再入力して下さい。
不正データのエラー表示はしますがデータの訂正までは行いません。必ず申告書の編集画面に戻ってエラーを訂正します。

■ 令和 02 年版システムの修正事項について

- ・確定申告書 A と確定申告書 B の第一表と第二表の様式改正に対応しました。
- ・給与所得控除の改正（給与所得控除の 10 万円引き下げと給与収入が 850 万円を超える人の上限額 195 万円への引き下げ）に対応しました。
- ・公的年金等控除の改正（公的年金等控除の 10 万円引き下げと公的年金等収入以外の合計所得が 1,000 万円を超える人の引き下げ）に対応しました。
- ・所得金額調整控除額の計算（給与収入が 850 万円を超えて特別障害者控除を適用する人または 23 歳未満の扶養親族がいる人・給与所得と公的年金等の雑所得がある人）に対応しました。
- ・基礎控除額の計算（48 万円への引き上げと合計所得金額が 2400 万円を超える人の引き下げ）に対応しました。
- ・同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額要件を 48 万円以下に引き上げる改正に対応しました。
- ・源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件を 95 万円以下に引き上げる改正に対応しました。
- ・配偶者特別控除の配偶者の合計所得金額要件を 48 万円超 133 万円以下として、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分をそれぞれ 10 万円引き上げる改正に対応しました。
- ・勤労学生の合計所得金額要件を 75 万円以下に引き上げる改正に対応しました。
- ・寡婦控除の 27 万円とひとり親控除の 35 万円への改正に対応しました。

■ 令和元年版システムの修正事項について

- ・確定申告書 B の様式改正に対応しました。

■ 平成 30 年版システムの修正事項について

- ・配偶者控除と配偶者特別控除の税制改正に対応しました。
申告をする人の合計所得金額が 1,000 万円を超えると配偶者控除と配偶者特別控除は適用できません。
申告をする人の合計所得金額が 900 万円を超えると配偶者控除と配偶者特別控除の金額は変動します。
配偶者特別控除は、配偶者の合計所得金額が 38 万円を超え 123 万円以下である人に適用できます。

■ 平成 29 年版システムの修正事項について

- ・給与所得控除の上限設定の変更に対応しました。
（収入金額 1,000 万円を超えると給与所得控除は 220 万円）
- ・セルフメディケーション税制の医療費控除の入力に対応しました。

■ 平成 28 年版システムの修正事項について

- ・申告者と配偶者および扶養親族のマイナンバーの記載に対応しました。

■ 令和 03 年分の給与所得の金額の計算表

給与等の収入金額	給与所得控除後の給与等の金額
～550,999 円	0 円
551,000 円～1,618,999 円	収入金額－550,000 円
1,619,000 円～1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円～1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円～1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円～1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円～1,799,999 円	収入金額÷4 = ,000 円 (千円未満の端数切捨て) ⇒ ,000 円×2.4+100,000 円
1,800,000 円～3,599,999 円	収入金額÷4 = ,000 円 (千円未満の端数切捨て) ⇒ ,000 円×2.8－80,000 円
3,600,000 円～6,599,999 円	収入金額÷4 = ,000 円 (千円未満の端数切捨て) ⇒ ,000 円×3.2－440,000 円
6,600,000 円～8,499,999 円	収入金額×0.9－1,100,000 円
8,500,000 円～	収入金額－1,950,000 円

※ 令和 03 年分から給与収入が 850 万円を超えると給与所得控除の上限は 195 万円になります。

■ 令和 03 年分の年末調整のための算出所得税額の速算表

課税給与所得金額 (A)	税率	控除額	税額の計算式
195 万円以下	5%		(A) ×5%
195 万円超 330 万円以下	10%	97,500 円	(A) ×10%－ 97,500 円
330 万円超 695 万円以下	20%	427,500 円	(A) ×20%－ 427,500 円
695 万円超 900 万円以下	23%	636,000 円	(A) ×23%－ 636,000 円
900 万円超 1,800 万円以下	33%	1,536,000 円	(A) ×33%－ 1,536,000 円
1,800 万円超 1,805 万円以下	40%	2,796,000 円	(A) ×40%－ 2,796,000 円

※ 課税給与所得金額が 18,050,000 円を超える人は年末調整の対象とはなりません。

■ 令和 03 年分の基礎控除額の表

所得者の合計所得金額	基礎控除額
2,400 万円以下	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円

※ 合計所得金額が 2,500 万円を超えると基礎控除の適用を受けることはできません。

■ 令和 03 年分のひとり親控除と寡婦控除

未婚のひとり親に対するひとり親控除

所得者がひとり親（現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、下記の要件を満たす人をいいます。）である場合には、ひとり親控除として 35 万円が控除されます。

- イ その人と生計を一にする子（合計所得金額 48 万円以下）を有すること。
- ロ 合計所得金額が 500 万円以下であること。
- ハ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

生計を一にする子がいない場合の寡婦控除

所得者が（「ひとり親」に該当せずに次のいずれかに当てはまる人をいいます。）寡婦である場合には、寡婦控除として 27 万円が控除されます。

夫と離婚した後婚姻をしていない人で、次のイ、ロ及びハのいずれにも該当する人

- イ 扶養親族を有すること。
- ロ 合計所得金額が 500 万円以下であること。
- ハ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死の明らかでない人で、次のイ及びロのいずれにも該当する人

- イ 合計所得金額が 500 万円以下であること。
- ロ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

※ 給与所得だけの場合は、給与の収入金額が 6,777,778 円以下であれば合計所得金額が 500 万円以下となります。

■ 令和 03 年分の所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等

扶養親族等の区分	合計所得金額要件
同一生計配偶者	48 万円以下
扶養親族	48 万円以下
源泉控除対象配偶者	95 万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48 万円超 133 万円以下
勤労学生	75 万円以下

※ 同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ 10 万円引き上げられました

※ 配偶者特別控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分も 10 万円引き上げられています。

■ 令和 03 年分の配偶者控除と配偶者特別控除

		所得者の合計所得金額			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900 万円以下 (1,095 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 (1,095 万円超 1,145 万円以下)	950 万円超 1,000 万円以下 (1,145 万円超 1,195 万円以下)	
配偶者控除	所得者が給与所得だけの 場合の給与等の収入金額				
	配偶者の合計所得金額 48 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	1,030,000 円以下
	老人控除対象配偶者	48 万円	32 万円	16 万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48 万円超 95 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	1,030,000 円超 1,500,000 円以下
	95 万円超 100 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円	1,500,000 円超 1,550,000 円以下
	100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	1,550,000 円超 1,600,000 円以下
	105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	1,600,000 円超 1,667,999 円以下
	110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	1,667,999 円超 1,751,999 円以下
	115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	1,751,999 円超 1,831,999 円以下
	120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	1,831,999 円超 1,909,999 円以下
	125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	1,909,999 円超 1,971,999 円以下
	130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	1,971,999 円超 2,015,999 円以下
	133 万円超	0 円	0 円	0 円	2,015,999 円超

※ 老人控除対象配偶者は、控除対象配偶者のうち年齢 70 歳以上の人をいいます。

合計所得金額が 1,000 万円を超える所得者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

所得金額調整控除の適用がある場合は、所得者の給与等の収入金額には 15 万円を加えます。

■ 所得金額調整控除のデータ入力について

■ 所得金額調整控除額について

所得金額調整控除には「子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除」と「給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除」があります。

所得金額調整控除は、所得者（その年中の給与の収入金額が850万円を超える人に限ります。）が、特別障害者に該当する場合又は年齢23歳未満の扶養親族、特別障害者である同一生計配偶者若しくは特別障害者である扶養親族を有する場合に、その所得者本人の給与所得の金額から15万円を限度として、給与の収入金額（その給与の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の100分の10に相当する金額を給与所得の金額から控除するものです。

同一世帯の夫婦において、夫婦の両方がその年中の給与の収入金額が850万円を超えて、年齢23歳未満の扶養親族に該当する子どもがいると、扶養控除とは異なり、その夫婦の両方が所得金額調整控除を受けることができます。このシステムでは、扶養控除の子どもの氏名と個人番号をリスト選択できますが、扶養控除でない子どもの氏名と個人番号は直接申告書に記入してください。

■ 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除は、給与の収入金額が850万円を超える人が特別障害者に該当する場合又は年齢23歳未満の扶養親族、特別障害者である同一生計配偶者若しくは特別障害者である扶養親族を有する場合の所得金額調整控除で、年末調整では対象となる給与等の収入金額のみから計算します。

合計所得金額の見積額は2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合の収入金額と所得金額は2以上の給与の総額により計算します。このため収入金額が850万円を超えて所得金額調整控除を適用できる場合の合計所得金額の見積額は、2以上の給与の給与収入の総額から計算した所得金額調整控除額を差し引いて計算します。

給与の収入金額（2以上の給与の総額）が850万円を超えて所得金額調整控除を適用できる場合

〔算式〕 $(\text{給与の収入金額}(\text{※}) - 850 \text{万円}) \times 10\%$ ※ 1,000万円を超える場合は1,000万円

「所得金額調整控除の要件」が以下の要件の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの項目にチェックを付けます。同一生計配偶者又は扶養親族の氏名のリストから個人番号と生年月日が表示できます。

- ・ 所得者が特別障害者である
- ・ 同一生計配偶者が特別障害者である
- ・ 扶養親族が特別障害者である
- ・ 年齢23歳未満の扶養親族を有する

■ 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除は、給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方を有する人の所得金額調整控除のため確定申告で適用を受けることになります。

配偶者控除と配偶者特別控除および扶養控除の適用を受けようとする人の合計所得金額は、給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除を差し引いて合計所得金額を計算します。

給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が 10 万円を超える場合

〔算式〕 給与所得控除後の給与等の金額＋公的年金等に係る雑所得の金額－10 万円

※ 令和 03 年分の公的年金等に係る雑所得の公的年金等控除額の計算

項目	金額
給与等の収入金額	2,500,000
給与所得控除後の給与等の金額	1,070,000
所得金額調整控除額(給与分)	0
公的年金等に係る雑所得の収入金額	1,652,000
公的年金等に係る雑所得の金額	864,000
所得金額調整控除額(年金分)	100,000

給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が 10 万円を超えますので所得金額調整控除の 10 万円を差し引いて合計所得金額を計算します。

所得者の合計所得金額の要件

- ・ 配偶者控除 (1,000 万円)
- ・ 配偶者特別控除 (1,000 万円)
- ・ 源泉控除対象配偶者 (900 万円)
- ・ ひとり親控除 (500 万円)
- ・ 寡婦控除 (500 万円)
- ・ 基礎控除 (2,400 万円)

■ 配偶者控除と配偶者特別控除のデータ入力について

■ 配偶者控除と配偶者特別控除の税制改正について

申告をする人の合計所得金額が 1,000 万円を超えると配偶者控除と配偶者特別控除は適用できません。
申告をする人の合計所得金額が 900 万円を超えると配偶者控除と配偶者特別控除の金額は変動します。
配偶者特別控除は、配偶者の合計所得金額が 48 万円を超え 133 万円以下である人に適用できます。

○ 配偶者のデータの入力

配偶者控除または配偶者特別控除を適用する配偶者の氏名と個人番号及び生年月日を入力します。

配偶者の給与収入と公的年金収入及び給与と公的年金以外の所得を入力して、配偶者の合計所得金額を計算します。

○ 配偶者控除のデータの入力

申告をする人の合計所得金額が 1,000 万円を超えると配偶者控除は適用できません。
配偶者の合計所得金額が 48 万円を超えると配偶者控除は適用できません。

配偶者の区分を「配偶者無」「配偶者有」「老人配偶者」から選択してチェックします。

配偶者の障害者の区分を「該当なし」「普通障害者」「同居特別障害者」「特別障害者 (別居)」から選択してチェックします。

※申告をする人の合計所得金額が 1,000 万円を超えると配偶者控除は適用できませんが、配偶者の合計所得金額が 38 万円以下の場合には障害者控除を適用することはできます。

○ 配偶者特別控除のデータの入力

申告をする人の合計所得金額が 1,000 万円を超えると配偶者特別控除は適用できません。
配偶者特別控除は、配偶者の合計所得金額が 48 万円を超え 133 万円以下である人に適用できます。

配偶者の区分に「配偶者有」がチェックされて配偶者の合計所得金額が 48 万円を超え 133 万円以下の場合に配偶者特別控除額を自動計算します。

■ 「開始」メニューとシステムの設定

■ 「VBA 所得税確定申告書」の「開始」メニュー



○ 編集データの削除

全ての編集中的数据を一括削除します。

一括削除したデータは復元ができませんので、データの削除処理の前には「ファイルへの保存」処理でバックアップをしてください。

○ ファイルへの保存

システムに登録してあるデータを、CSV ファイルへの保存処理でバックアップします。

○ ファイルから読込

CSV ファイルにバックアップしたデータを、ファイルから読込処理でシステムに復元します。

◇ 入力したデータを新しいバージョンのシステムに引き継ぐことができます。

1. 「開始」メニューの「ファイルへの保存」でデータを CSV ファイルへ保存して古いシステムを終了します。ファイル名は自由につけることができます。
2. 新しいシステムを解凍して、パスワードを解除します。
3. 「開始」メニューの「ファイルから読込」で CSV ファイルからデータを新しいシステムに読み込みます。「ファイルへの保存」処理の前にシステムを解凍すると、入力したデータは消えてしまいます。

◇ 前年分データを読込むことができます。

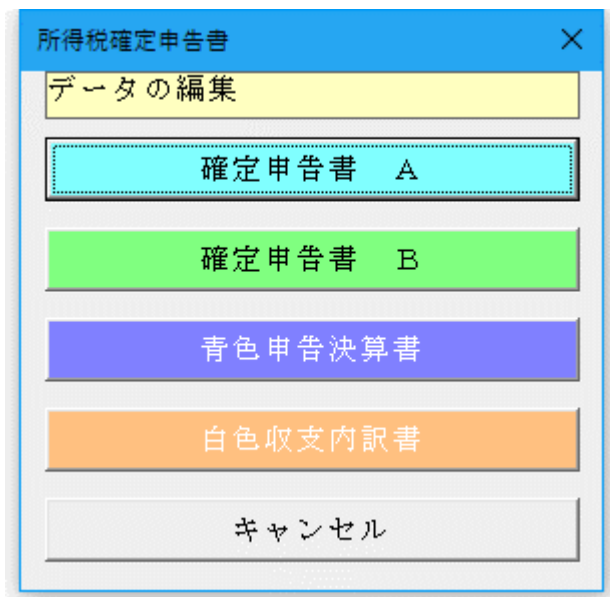
1. 前年分のシステムの「開始」「ファイルへの保存」メニューでデータを CSV ファイルに保存します。保存するファイル名の自由につけることができます。
2. 本年分のシステムの「開始」「ファイルから読込」メニューでデータを CSV ファイルから読込処理します。

《ご注意》

エクセルのファイルは、決して堅牢ではありません。ファイルの読込と保存やデータの入力のために破損することがあります。そのためデータの定期的なバックアップをお願いします。

■ 「編集」メニューとデータの入力

■ 「VBA 所得税確定申告」の「編集」メニュー



確定申告書Aと確定申告書B、青色申告決算書、白色収支内訳書のデータを入力します。

事業所得・農業所得・不動産所得用の青色申告決算書と白色収支内訳書の作成には AOIRO03.XLSB と SYUSI03.XLSB ファイルが必要になります。

「VBA 青色申告決算書」「VBA 白色収支内訳書」システムとして公開していますのでダウンロードが必要になります。

EXCEL のカレントフォルダか、所得税確定申告システムと同じフォルダにこのファイルがあると利用できます。

「所得税申告書A」とデータ入力

確定申告書Aの申告者データの入力画面。氏名、生年月日、性別、フリガナ、住所、電話番号、郵便番号、提出税務署、提出年月日、整理番号などの入力欄が並んでいます。下部には「データの入力が完了したら「入力終了」ボタンで確定申告書を印刷して下さい。」というメッセージが表示されています。

○ 確定申告書Aの申告者データの入力

申告書の提出税務署、提出年月日、郵便番号、住所、個人番号、フリガナ、氏名、性別、世帯主、続柄、生年月日、電話番号、整理番号を入力します。

確定申告書 A は、申告する所得が給与所得や公的年金等・その他の雑所得、総合課税の配当所得、一時所得だけの人が使用します。

所得税及び復興特別所得税の予定納税額のある人は、確定申告書 B を使用します。

確定申告書Aの所得金額データの入力画面。給与所得、退職所得、雑所得、配当所得、一時所得、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除などの項目があり、それぞれの金額を入力する欄が並んでいます。右側には課税される所得金額の計算結果が表示されています。

○ 確定申告書Aの所得金額データの入力

給与所得は俸給や給料、賃金、賞与、歳費などの所得
公的年金等の雑所得は国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給などの所得

その他の雑所得は原稿料や講演料、生命保険の年金など他の所得に当てはまらない所得

配当所得は法人から受ける剰余金の配当、公募証券投資信託の収益の分配などの所得（申告分離課税を選択したものを除く）

一時所得は生命保険の一時金、賞金や懸賞当せん金などの所得と保険・共済期間が 5 年以下の一定の一時払い養老保険や一時払い損害保険の所得

確定申告書Aの所得控除と税額控除データの入力画面。社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寡婦・寡夫控除、障害者・勤労学生控除、配偶者（特別）控除、扶養控除、基礎控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除などの項目があり、それぞれの金額を入力する欄が並んでいます。右側には税額控除の計算結果が表示されています。

○ 確定申告書Aの所得控除と税額控除データの入力

社会保険料控除は国民健康保険料（税）や国民年金保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料など

小規模企業共済等掛金控除は小規模企業共済法の共済契約に係る掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金など

生命保険料控除は新（旧）生命保険料や介護医療保険料、新（旧）個人年金保険料

地震保険料控除は地震保険料や（旧）長期損害保険料

寡婦・寡夫控除は申告者が寡婦又は寡夫である

勤労学生控除は申告者が勤労学生である
障害者控除は申告者、控除対象配偶者、扶養親族が障害者である

配偶者控除は申告者の合計所得金額が 1,000 万円以下で控除対象配偶者がいる

配偶者特別控除は申告者の合計所得金額が 1,000 万円以下で配偶者の合計所得金額が 48 万円を超え 133 万円以下である

扶養控除は控除対象扶養親族がいる

基礎控除は 48 万円の控除

雑損控除は災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた

医療費控除一定額以上の医療費の支払がある

寄附金控除は国に対する寄附金やふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄附金)、特定の政治献金など

○ 所得税の税額控除

配当控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除、政党等寄附金特別控除などを入力します。

○ 確定申告書Aの地方税と税理士データの入力

「住民税に関する事項」は、16 歳未満の扶養親族、配当に関する住民税の特例、配当割額控除額、寄附金税額控除などを入力します。

平成 25 年から平成 49 年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付します。

○ 年末調整済みの給与所得のある人

雑損控除、医療費控除、寄付金控除、政党等寄附金特別控除、住宅借入金等特別控除などは確定申告書A様式になります。給与所得の源泉徴収票から、確定申告に必要なデータの入力を行います。給与の収入金額、所得控除の合計、住宅取得等特別控除の金額(年末調整での適用分の入力もれに注意)を正確に入力して下さい。

社会保険料控除、生命保険料控除や扶養控除数などの所得控除の内訳すでに年末調整済みですので変更する場合以外は入力する必要はありません。

○ 医療費の明細書について

平成 29 年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付又は提示は必要なくなります。

ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から 5 年間、税務署から領収書(医療費通知に係るものを除きます。)の提示又は提出を求められます場合がありますので、領収書はご自宅等で保管することになります。

※令和元年分の確定申告までは、領収書の添付又は提示によることもできます。

「医療費控除の明細書」を作成して医療費を集計する場合は、「VBA 所得税医療費控除」(500 件用)を使用して下さい。

■ 「所得税申告書B」とデータ入力

確定申告書Bの申告者データの入力

住所・氏名のデータ [確定申告書のデータ] [地方税・制度データ]

氏名: 姓、名、フリガナ、氏名
 住所: 郵便番号、都道府県、市町村、番地、番地2、番地3、番地4、番地5、番地6、番地7、番地8、番地9、番地10、番地11、番地12、番地13、番地14、番地15、番地16、番地17、番地18、番地19、番地20、番地21、番地22、番地23、番地24、番地25、番地26、番地27、番地28、番地29、番地30、番地31、番地32、番地33、番地34、番地35、番地36、番地37、番地38、番地39、番地40、番地41、番地42、番地43、番地44、番地45、番地46、番地47、番地48、番地49、番地50、番地51、番地52、番地53、番地54、番地55、番地56、番地57、番地58、番地59、番地60、番地61、番地62、番地63、番地64、番地65、番地66、番地67、番地68、番地69、番地70、番地71、番地72、番地73、番地74、番地75、番地76、番地77、番地78、番地79、番地80、番地81、番地82、番地83、番地84、番地85、番地86、番地87、番地88、番地89、番地90、番地91、番地92、番地93、番地94、番地95、番地96、番地97、番地98、番地99、番地100

生年月日: 年、月、日
 性別: 男性、女性
 職業: 職業
 電話番号: 電話番号
 整理番号: 整理番号

青色申告決算書・白色収支内訳書の作成では、メニューより、「青色申告決算書」「白色収支内訳書」ボタンでデータを入力します。

○ 確定申告書Bの申告者データの入力

申告書の提出税務署、提出年月日、郵便番号、住所、個人番号、フリガナ、氏名、性別、世帯主、続柄、生年月日、職業、屋号、電話番号、整理番号を入力します。

確定申告書B様式を使用するのは、確定申告書A様式に該当しない事業所得、不動産所得、農業所得がある人、総合課税の譲渡所得のある人です。確定申告の入力画面より、申告書の各種所得と控除金額データを入力します。

青色申告決算書・白色収支内訳書の作成では、メニューより、「青色申告決算書」「白色収支内訳書」ボタンでデータを入力します。

確定申告書Bの所得金額データの入力

住所・氏名のデータ [確定申告書のデータ] [地方税・制度データ]

営業等所得	課税される所得金額	0
農業所得	所得金額	0
不動産所得	配当所得	0
利子所得	住宅ローン等控除	
配当所得	住宅ローン等控除	0
給与所得	所得金額	0
雑所得(不動産)	所得金額	0
雑所得(その他)	所得金額	0
雑所得(短期)	所得金額	0
雑所得(長期)	所得金額	0
一時所得	所得金額	0
賞金等所得	所得金額	0
農業所得	所得金額	0
不動産所得	所得金額	0
利子所得	所得金額	0
配当所得	所得金額	0
給与所得	所得金額	0

収入金額・控除金額・雑所得額をそれぞれ入力してデータを登録します。

○ 確定申告書Bの所得金額データの入力

個人の決算書から一般課税用データを入力します。

事業所得 (営業等・農業) は商・工業や漁業、農業、自由職業などの自営業から生ずる所得

不動産所得 は土地や建物、船舶や航空機などの貸付けから生ずる所得

利子所得 は公社債や預貯金の利子などの所得 (源泉分離と国外で支払われる預金等の利子などの所得)

配当所得 は上場株式等に係る配当等、公募証券投資信託の収益の分配などで申告分離課税を選択したものの所得 (配当所得は確定申告不要制度があります)

確定申告書Bの所得控除と税額控除データの入力

住所・氏名のデータ [確定申告書のデータ] [地方税・制度データ]

そのほか	所得控除	0
雑所得の控除	所得控除	0
雑所得(短期)	所得控除	0
雑所得(長期)	所得控除	0
一時所得	所得控除	0
賞金等所得	所得控除	0
農業所得	所得控除	0
不動産所得	所得控除	0
利子所得	所得控除	0
配当所得	所得控除	0
給与所得	所得控除	0
所得控除	所得控除	480,000
所得控除	所得控除	480,000
所得控除	所得控除	0
所得控除	所得控除	0
所得控除	所得控除	0
所得控除	所得控除	480,000

収入金額・控除金額・雑所得額をそれぞれ入力してデータを登録します。

○ 確定申告書Bの所得控除と税額控除データの入力

雑損控除 は災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた

医療費控除 は一定額以上の医療費の支払がある

社会保険料控除 は国民健康保険料 (税) や国民年金保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料など

小規模企業共済等掛金控除 は小規模企業共済法の共済契約に係る掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金など

生命保険料控除 は新 (旧) 生命保険料や介護医療保険料、新 (旧) 個人年金保険料

地震保険料控除 は地震保険料や (旧) 長期損害保険料

寄附金控除 は国に対する寄附金やふるさと納税 (都道府県・市区町村に対する寄附金)、特定の政治献金など

- 寡婦・寡夫控除**は申告者が寡婦又は寡夫である
- 勤労学生控除**は申告者が勤労学生である
- 障害者控除**は申告者、控除対象配偶者、扶養親族が障害者である
- 配偶者控除**は申告者の合計所得金額が 1,000 万円以下で控除対象配偶者がいる
- 配偶者特別控除**は申告者の合計所得金額が 1,000 万円以下で配偶者の合計所得金額が 48 万円を超え 133 万円以下である
- 扶養控除**は控除対象扶養親族がいる
- 基礎控除**は 48 万円の控除

○ 所得税の税額控除

配当控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除、政党等寄附金特別控除などを入力します。

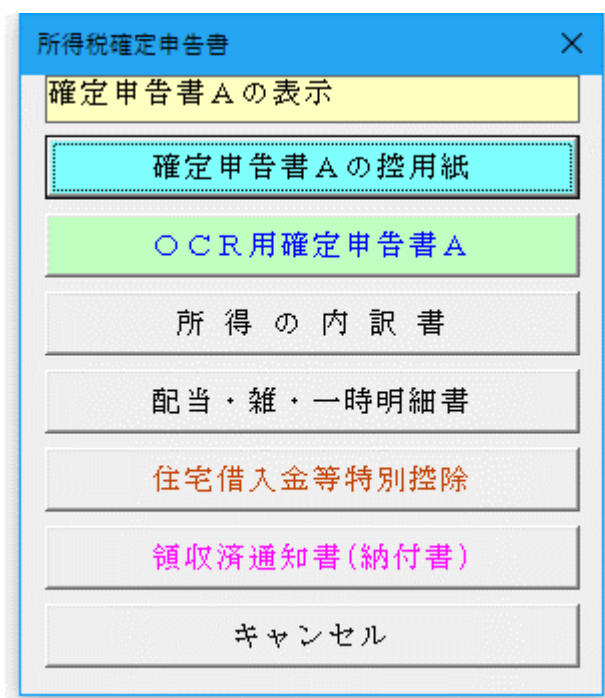
○ 確定申告書Bの地方税と税理士データの入力

「住民税に関する事項」は、16 歳未満の扶養親族、配当に関する住民税の特例、配当割額控除額、寄附金税額控除などを入力します。

平成 25 年から平成 49 年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付します。

■ 「表示」「印刷」メニュー

■ 確定申告書Aの表示用と印刷用メニュー



■ 確定申告書Bの表示用と印刷用メニュー



■ 確定申告書Bの第1表と第2表のワークシート

令和02年分の確定申告書B FA2200

第1表

所得区分	所得金額	控除金額	課税所得金額	税率	税額	控除額	納税額
給与所得	480,000	0	480,000	0%	0	0	0
雑所得	0	0	0	0%	0	0	0
合計	480,000	0	480,000	0%	0	0	0

第2表

所得区分	所得金額	控除金額	課税所得金額	税率	税額	控除額	納税額
給与所得	480,000	0	480,000	0%	0	0	0
雑所得	0	0	0	0%	0	0	0
合計	480,000	0	480,000	0%	0	0	0

所得区分別の課税所得金額の概要

給与所得	480,000
雑所得	0
合計	480,000

(注) 所得区分別の課税所得金額の概要は、第2表の「所得区分別の課税所得金額」欄に記載されています。

令和02年分の確定申告書B FA2300

第2表

所得区分別の課税所得金額の概要

所得区分	所得金額	控除金額	課税所得金額	税率	税額	控除額	納税額
給与所得	480,000	0	480,000	0%	0	0	0
雑所得	0	0	0	0%	0	0	0
合計	480,000	0	480,000	0%	0	0	0

所得区分別の課税所得金額の概要は、第2表の「所得区分別の課税所得金額」欄に記載されています。

所得区分別の課税所得金額の概要

給与所得	480,000
雑所得	0
合計	480,000

所得区分別の課税所得金額の概要は、第2表の「所得区分別の課税所得金額」欄に記載されています。

